

## 第1回 政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議 概要

日時：平成29年9月29日（金）15時15分～16時15分

場所：議事堂2階 201委員会室

出席者：政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議委員（9名）

資料：政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議事項書

資料1 政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議名簿

資料2 政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議の設置について

資料3 政務活動費後払いの議会の概要

資料4 政務活動費に関する事務フロー図

### <議事録 概要版>

委員：ただいまから、第1回「政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議」を開催する。まず、さる9月21日の議会改革推進会議役員会における協議及びその後の調整により、資料1のとおり藤田委員が座長を、小林委員が副座長をさせていただきます。このことについて、委員の皆様にご了承願う。

また、本プロジェクト会議の設置については、9月21日の議会改革推進会議役員会において、資料2のとおり決定されているので確認をお願いしたい。

次に、討議に先立ち、本プロジェクト会議の進め方に関して、これまでのプロジェクト会議の例に倣い提案させていただきます。

一点目は、本プロジェクト会議を公開とすること。

二点目は、本プロジェクト会議における議事の概要を、県議会のホームページに掲載すること。

三点目は、議事概要のホームページへの掲載は、概要ということで、発言委員を特定しない形で行うこと。

以上3点を提案する。このことについて、委員各位の意見はいかがか。

（「異議なし」の声あり）

委員：それでは、そのようにさせていただきたい。

次に、この会議は、代表者会議（6月29日）から政務活動費の後払いについて、議会改革推進会議に諮問を受け、議会改革推進会議役員会（9月21日）で、「政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議」として設置された。本県議会では、昨年度分の収支報告書の公開に際し、この7月から、領収書のインターネット公開を行い、政務活動費の透明性の確保に向けての取組を進めたところである。このプロジェクト会議では、昨今指摘のある他団体での不適切な政務活

動費の支出の問題や、後払い制導入の流れを踏まえ、より一層、政務活動費を適切かつ有効に活用するための後払い制導入に向けて、効果的で効率的な手法について、議論を進めたいと考えているので、皆様の協力をお願いします。

次に、今後の大まかな進め方だが、今年度内に試行するなど、何らかの形にしていきたいと考え、月に2回程度会議を開催し、年内の11月末頃までには本プロジェクト会議としての結論を出したいと考えるがいかがか。これは、議長が後払いの試行を表明し、第4四半期でという考えがあり、ある程度の方向性を諮問された本プロジェクト会議において答えを出していく必要があるということ設定させていただきたい。

**委員：**設置の目的及び理由について説明があったが、その理由の中に、後払いの是非だけでなく、政務活動費の有効活用がどうしたらできるかも併せて検討すると捉えたが、そのような理解でよいか。

**委員：**いかに効率的に有効にということである。

**委員：**このプロジェクト会議が終わったときに、後払いの是非がどちらかということではなく、効果的にどうやって使うかという意見も併せて報告するような形になるのか。

**委員：**委員各位の意見を賜りながら、議長の思いも重ね合わせ、一つの形にまとめて行きたいと思っている。皆さんは、各会派から代表で来ていただいているので、それぞれの意見をまとめてということになるかと思う。

**委員：**後払いに関連するそのほかのこともまとめて、議論の場になるという理解でよいか。

**委員：**今回のプロジェクト会議は、後払いに絞ってと理解いただきたい。

**委員：**設置理由については、もっと広範なイメージで捉えたが、後払いの是非に限ってということか。

**委員：**後払いに絞って議論する、議会改革推進会議役員会において確認している。

**委員：**後払い以外の有効活用を、この会議で議論するのかを尋ねられたが、本プロジェクト会議は、後払いにするか、若しくはそうでないか二者択一だと思って

いただければよい。議論の結果によっては、現状のまま継続もあることでよいか。

**委員：**議会改革推進会議役員会ではそのような意見も出たが、今回に関しては後払いに焦点を絞ってプロジェクト会議を設置する。後払い制導入に向け、効果的で効率的な手法について意見を出していただく。現行制度を継続していくとの意見であれば、そのような意見を出していただければ結構である。そのようなことも含め、焦点は後払いをするということについて、意見を賜りながら議論を進めていきたい。

**委員：**後払いをするか、しないかを来月から月2回の11月末までの4回で決定をするということか。

**委員：**今日を入れて5回程度で進めていきたい。

**委員：**11月末ということは、もし後払いを実施するとなった場合に、今年度から試行してみるという意味で11月末なのか。

**委員：**議長選挙の時に、議長が第4四半期に後払いを試行したいと表明して議長になった経緯があり、これを検討していただきたいと議会改革推進会議に諮問された。それを受けて、プロジェクト会議を設置したので、そのことに絞って皆様の御意見をいただきたい。

**委員：**所信表明の時に、後払いにしたいとはっきりとは言われなかった。後払いの検討や試行と議事録には書いてあったと思う。

**委員：**後払いを今年度中に試行してみたいという意見だったと理解している。

**委員：**後払いを検討する理由としては、先にもらっていることに対して世間の批判があるから、一度検討しようという理解でよいか。

**委員：**それが大きいとは思いますが、議長から議会改革推進会議に対して、後払いを試行したいという約束を皆さんにして議長になっているので、検討してくださいと諮問された。それを受け、どのような形で進めるかという話の中でプロジェクト会議を作り、各会派の意見をいただき、その諮問に対して、この会議で一定の話をまとめて返すということがこのプロジェクト会議の目的であると理解

いただけたらと思っている。

**委員**：結論から言うと、先ほど委員が言われたことに尽きる。是か非か。

**委員**：そう、最終的には。具体的なところに入っていないと、是か非かということも含めて話が出来ないかと思う。よろしいか。

(「異議なし」の声あり)

**委員**：そのように進めさせていただく。

次に、議論を進めていく上で、他県で具体的に政務活動費の後払いを導入している事例がいくつかある。概要を事務局が調べているので、説明させていただきたい。

**事務局**：**資料3**を御覧いただきたい。平成28年末の調査で、政務活動費を後払いとしている都道府県議会の5県、本年4月から後払いを導入した四日市市議会の概要を一覧表にした。

はじめに、宮城県議会は、8会派、58人の議員で構成されており、政務活動費の額は月額35万円を所属議員数に応じて会派へ支給している。会派分や議員分ではなく、合わせて35万円。支払方法は、県から会派へ年2回、一旦前払いを行い、その後会派から議員へ毎月後払いを行っている。証拠書類確認は、会派から各議員への支払いに当たり、各議員から証拠書類やその月分の支出報告書が提出され、会派の経理責任者と幹事長が毎月審査を行い、議員への支払いを行っている。その後、会派から事務局へ一連の書類が提出され、事務局で確認を行っている。

次に、栃木県議会は、7会派、48人の議員で構成されており、政務活動費の額は月額30万円を所属議員数に応じて会派へ支給している。支払方法は、県から会派へ年4回前払いを行い、その後会派から議員へ毎月後払いを行っている。証拠書類確認は、会派から各議員への支払いに当たり、各議員から証拠書類を添付の上、執行状況報告書が提出され、会派経理責任者が毎月内容確認の上、議員へ支払いが行われる。議会事務局には、会派から支払いの終わった書類について、随時、毎月であったり、四半期ごとであったりするが、証拠書類の確認依頼があり内容確認を行っている。また、公認会計士及び弁護士、それぞれ1名で構成される第三者機関として政務活動費調査会が設置されており、四半期ごとに抽出した事案の調査と、年度分を総括した調査を行っている。

次に、静岡県議会は、5会派、67人の議員で構成されており、政務活動費の

額は月額45万円を所属議員数に応じて会派へ支給している。支払方法は、県から会派へ毎月前払いを行い、その後会派から議員へ会派によって時期は異なるが後払いを行っている。証拠書類確認は、支出証拠書に基づき会派経理責任者と代表者が確認することとされており、支払の時期同様に会派によってそのタイミングは異なるが毎月される会派と随時される会派がある。事務局は、会派から確認依頼があった都度、概ね四半期ごとには確認を行っている。

次に、兵庫県議会は、6会派、86人の議員で構成されており、政務活動費の額は月額45万円を所属議員数に応じて会派へ支給している。支払方法は、県から会派へ年4回前払いを行い、その後会派から議員へ毎月後払いを行っている。証拠書類確認は、会派から各議員への支払いに当たり、毎月会派経理責任者と会派代表者が審査した後、議会事務局へ書類が提出され、事務局は助言と指導を行っており、その後会派から各議員への支払いが行われる。また、判断が困難な事案については、学識経験者3名、これは弁護士、公認会計士、大学教授で構成される第三者機関として政務活動費調査等協議会に意見を聞くこととされている。

次に、徳島県議会は、5会派、37人の議員で構成されており、政務活動費の額は月額20万円を所属議員数に応じて会派へ支給している。支払方法は、県から会派へ年4回前払いを行い、その後会派から議員へ毎四半期ごと後払いを行っている。証拠書類確認は、会派から各議員への支払いに当たり、毎四半期ごとに会派経理責任者及び会派代表者が審査する際、議会事務局で確認を行った上で議員に後払いを行っている。

次に、市の例で四日市市議会は、6会派、33人の議員で構成されており、政務活動費の額は、月額7万円を所属議員数に応じて会派へ支給している。支払方法は、毎月政務活動として支出した額を、市（議会事務局）から会派へ後払いを行っている。証拠書類確認は、会派の代表者は会派経理責任者の確認を経て、証拠書類を添付の上、議会事務局へ支出報告書を提出し、議会事務局は支出報告書と支出証拠書類を審査の上、支払いを行っている。

次に資料4を御覧いただきたい。年度はじめの交付決定から、年度末の収支報告書の提出、金額の確定をして閲覧までの流れについて、発生する業務やお金の動きを縦軸の議員、会派、事務局の3分類に分け、図示したものである。まず、一番上の上段にある三重県議会の例を御覧いただきたい。年度分の交付決定が行われた後、第1四半期の最初の4月に議員と会派のそれぞれから四半期分の請求がされ、議員と会派のそれぞれへ前金払いが行われる。それ以降、年4回この表では7月までとしているが、7月、10月、1月に前金払いが行われる。翌年4月30日までに年度分の収支報告書が提出され、事務局で審査を行い、確認の必要なものについてのやりとりを行った後、6月に最終的な金額を確定し、個人情報のマスキング作業など閲覧準備を経て6月末に閲覧・公開を行っている。

次に、中段にある宮城県議会と兵庫県議会の例を御覧いただきたい。宮城県議会については、早くから後払い制を導入し、その後続く県議会の手本にされていること、また、兵庫県議会については、平成 26 年に県議の不正受給が大きな問題となり、かなり厳格なチェック体制に基づく運用が行われていることからこの 2 県を例示させていただいた。

交付決定から前払いまでの流れだが、議員分としての政務活動費がないため、交付決定から、請求、前払いまでの事務は、会派と事務局の間で行われている。4 月に会派へ前払いが行われているが、宮城県は 6 カ月分、兵庫県は 3 カ月が前払いされる。その後、5 月になると前月の 4 月分の支払いに係る支出報告書が議員から会派の経理責任者に提出される。先ず、宮城県だが、色の薄い矢印をご覧いただきたい。議員から前月分の支出報告書が提出され、会派経理責任者と幹事長が審査基準に基づき審査を行った後、議員への後払いが行われる。それとともに、会派から議会事務局へ書類の提出が行われ、事務局での確認が行われる。議員への支払いと事務局の確認は並行して行われることになる。兵庫県では経理責任者と会派代表者の厳正な審査の後、議会事務局の助言と指導が行われ、それらを経て会派から議員への後払いが行われている。どちらの県も、こういったルーチンの作業を毎月、翌年 3 月分まで行った後、4 月 30 日までに年度分の収支報告書が提出される。この収支報告書の提出を受けて、1 年間分を最終確認するやりとりを会派と行った上で、金額を確定させ、閲覧準備を経て 6 月末に閲覧・公開を行っている。このフロー図では、分かり易いように最初の 4 月分の支出報告から政務活動費の受給までを、翌月の 5 月中に行う図としているが、実際には、宮城県では各議員から会派経理責任者への報告を翌月末まで、兵庫県では会派が指定する日としているので、4 月分の確認作業から支払いは、6 月に跨って行われているようであるので、各議員への支払いは 6 月に入ってからになっていると考えられる。また、宮城県議会事務局は書類の確認作業を 3 名の職員で 20 日間程かけて行っているが、会派での毎月の支払いには反映されていないため、年度末に 3 月分のルーチンの作業を行いつつ、年度分を通しての証拠書類や金額の整理が必要となるため、翌年 4 月、5 月、6 月の作業はかなりの量となるようで、事務局職員の増員を行ったようである。兵庫県議会では、会派で厳正な審査を行った後、議会事務局の 20 名を超える職員が、職員一人あたり 3 名の議員の書類を確認し、助言・指導を行っており、その後、会派から議員への支払いが行われている。各議員への支払までに、事務局での確認作業が入るので、各議員の月別支出報告提出から政務活動費の受給までは時間を要することになるが、一方で年度末の作業は緩和されていると考えられる。また、いずれの県でも議員数の多い会派では政務活動費により、補助職員を雇用して、書類の取りまとめや、議員への支払い業務等を行わせているようである。

次に、下段にある、四日市市議会の例を御覧いただきたい。4月に年度分の交付決定が行われる。5月からは、前月分として支出した各議員の証拠書類を、会派経理責任者の確認を経て10日までに会派代表者から、政務活動費請求書が提出され、事務局は証拠書類を審査の上、25日頃までに支払いを行っている。会計年度終了後、会派から速やかに年度分の収支報告書が提出され、事務局で確認を行った後、年度分の金額が確定され、7月からの閲覧となる。四日市市議会の直接的な後払いの取組は、今年度から始まったばかりで、まだ半年程の取組になるが、毎月、支出書類により後払いをしていくことにより、その都度、金額が確定していくので、年度末での作業量は軽減される見込みのようである。また、ほかにも直接後払いとした市町議会が全国的にもあるが、いずれも政務活動費は月額1万円から2万円までの議会が多いようである。

**委員：**事務局からの説明について、質問があればお願いしたい。

**委員：**宮城県ほかの会派経理責任者及び幹事長がチェックしているとあったが、議員がするという事か。議員が会派全員の分をチェックし、後払いをするということではどうか。

**事務局：**他県では、議員分はなく、会派に政務活動費が前払いされるため、会派が受領し、払い出しやチェックについては会派の責任で、代表者、経理責任者が確認等をして、実行されていると伺っている。

**委員：**補助員は雇用しているのか。

**事務局：**三重県の制度もそうであるが、政務活動費で人件費を充当できる制度となっているため、議員数の多い会派では、政務活動費で補助員を各会派で雇用し、補助的な作業をさせていると思うが、最後の責任は会派の経理責任者や代表者が行っていると思われる。

**委員：**経理責任者、幹事長、代表者は本当にチェック作業を行っているのか。すごい量になると思われるが。

**事務局：**各県に確認しているが、会派に支給した後については不明な点が多い。大きな会派だと、2人程度補助員を雇用しているところまでは確認している。兵庫県は、様式として経理責任者と代表者の確認印を押印する箇所があるが、どの程度の時間をかけているかは不明である。

**委員：**経理責任者と代表者は、かなり自分の時間をとられるため、このようなやり方があまり良いとは思わない。さらに、政務活動費で補助員を雇用することが、方向はだめだとは思わないが、ここまでしてという感想として思う。また、前払いか後払いかの定義だが、県から会派に前払いか後払いかと、私は定義として思う。それからいくと、四日市市議会は市から会派へ後払いなので、これは後払いという言い方で合っていると思う。他県のように会派へ渡ってしまえば、これを後払いと言えるのか疑問である。

**事務局：**言い方としては、直接後払い、間接後払いという言われ方もされている。四日市市議会のように、政務活動をしてから、市から会派に支払われているため、直接後払いだと思う。他県では、県から会派へ支払っておき、議員が政務活動をした後に、会派から議員へ後払いをするため、間接後払いと言われるが、これも一般的には後払いの手法ということで整理されている書きものがある。

**委員：**議員分がなく会派分しかないため、会派に先に支払っていたら、理屈上後払いにならないと思う。

**委員：**兵庫県議会は、議員数86人であるが、事務局職員が1人3人程度を審査していると20人かける3人で60人になるが。

**事務局：**3名を基本として20名を越える職員で対応しているとのことであった。

**委員：**有識者で協議会等を設置している県があるが、弁護士や公認会計士への報酬はどこから出ているのか。これも政務活動費を充てているのか。

**事務局：**費用の出所については、確認を取れていないので次回までに報告させていただきたい。

**委員：**先進事例として宮城県と兵庫県の事例を示していただいたが、県から会派に事前に支払われていれば前払いであって、有権者が意識している後払いは、請求してから県からお金をもらうものが後払いだとイメージしていると思う。説明された事例は、会派に前払いされ、会派の中で精算し、後払いをしているという仕組みだが、6ヶ月毎であり、四半期毎に余ったら県に返金しているのか。もう一つは、宮城県は審査と平行して会派から議員に支払っているが、支給した後で審査し、審査後に計上できないことが判明した際は、その都度県に返金

しているのか。

**事務局**：先ず、四半期毎に余った場合については、その都度四半期で県に返すということではなく、1年間分を最終の収支報告を受けた後に、額が確定され、そのタイミングで返還が必要であれば、会派から県に返還される。

**委員**：四半期毎に残金があれば、残金を次の四半期で使うことが可能であり、結局は1年トータルで整理したらよいということか。

**事務局**：そのようになっていると思う。会派の中で、会派から議員へのやり取りや残金についてどのように対応しているか不明であるが、年間の最終で整理していると思われる。

**委員**：宮城県の審査と支払いを並行してやっているというのは、誤っていた場合どうしているのか。

**事務局**：並行して実施しているため、誤差が生じてくるが、翌年の4月に修正していると理解している。

**委員**：その辺りについては、他県の事例と三重県議会は同じということか。

**事務局**：宮城県の場合は、事務局の確認作業が毎月20日程度必要であり、それを待っていると支払いが遅れてしまう。そのため、会派において事務局の確認作業の前に、議員からの提出書類により、会派から支払っている。その都度、誤差が生じているが、年度末は最終の3月分確認作業と、年間の収支報告書の提出が重複するため、業務が大変であると聞いている。

**委員**：後払いというのは、先ず自分で立て替えたものを、後から支払ってもらうのが企業など普通の後払いである。他県の事例を見ていると全て県からは前払いで、完全な後払いの議会がないわけである。四日市市議会は行っているが、都道府県議会レベルで実施している県はあるか。

**事務局**：都道府県議会では、我々が調べたこの5県であり、先ずは会派へ支払い、会派から議員へ後払いという手法である。四日市市議会のような直接後払いはなかった。市議会では、京丹後市がある。

議員が自身の活動費用を立て替え払いしてから、1月分立て替えた分の書類を

翌月提出し、それに応じて会派から議員に支払われる。そのため、議員の手元に支給されるのが1月単位の実質的な後払いになる。

**委員**：自分の会派では、会派分を会派にプールしておき、議員が活動した領収書等を議会事務局に提出し、チェックをされた後にお金をいただく形態をしている。言うところの間接後払いをしており、後で誤差がでない。ほかの会派はどうか。

**委員**：会派によって違う。

**委員**：議長は、四日市方式の直接後払いを想定して後払いの話を諮問したと思う。ただ、毎月の確認、助言、指導が事務局に求められるが、事務局の体制として可能か。それにプラスして、議員分が三重県議会にはあるため、他県よりもさらに負担が増えると思うが、審査時間、人員は足りるのか。

**委員**：話が具体的なところに入っているが、事務局の負担も大きな問題としてあると思うが、このことに関してはもう少し先で検討したい。本日は、他県の事例を認識していただくとともに、そのやり方を明確にするという視点で議論いただきたい。残金の取り扱い、調査と支払の関係については事務局でももう少し調べていただく。

**委員**：既に実施している宮城県や他県では、後払い導入前と導入後を比較し、執行率にどの程度変化があり、政務活動費の適正化に向けた成果がどのような評価をされているのか知りたい。今までの話では、1人会派であるとそんなに変わらない。職員を雇用するなど余計に議会費がかさみそうである。その辺りの効果を調査していただきたい。

**事務局**：比較的最近では、兵庫県が平成26年に後払いを導入しているが、後払いの導入だけでなく、インターネット公開、政務活動費の交付額を減額する、第三者機関の設置等、様々な改革を併せてしているため、後払いを導入したことによってどれくらい執行率が増減したかを数的に捉えられない。

**委員**：今回このテーマだけに収められたことがなぜなのか思うので、その辺りを詳しく教えていただきたい。

**委員**：議会改革推進会議役員会において、**資料2**にあるとおり、本プロジェクト会議でこのようなことをやってほしいというのがミッションである。この視点か

ら後払いをみて議論いただきたい。後払いに焦点を絞っている。

**委員：**後払いに焦点を絞ってというだけでなく、少数会派はどっちでもあまり変わらないのであれば、現状どおりもあり得ると思う。それを検討する場が、本プロジェクト会議ということか。

**委員：**そういうことである。

**委員：**現状は、前払いであるため、年間を通じて大まかなお金の使い方が立てられる。例えば、夏の議会日程の空いている時期に、会派で調査に行くとか、いつときにたくさんのお金を使うときがある。後払いの自治体では、会派に事前に支払われているので、会派では残した分を次にとかできる。いつときにたくさん必要な時は、議員個人から集めているのか、会派でまとめてするのか。

**事務局：**多額の費用が必要なときは、会派と議員間で、柔軟な対応をされているかも分からないが、原則は領収書等を添付しないと、会派からはもらえない仕組みとなっている。そこに、どの程度例外規定があるかは確認できていない。

**委員：**現実に立て替え払いが、どのぐらいあるのか参考に他県に聞いていただきたい。

**委員：**調査可能であれば、できる範囲で事務局にお願いしたい。

**委員：**後払い議論が出てきた大きなきっかけは、兵庫県議会議員の件があったと思うが、例えば三重県議会で現状の体制や仕組みであるようなことは防げているのに、なぜ兵庫県議会は防げなかったのか。もう1点は、立て替えるということは領収書をもってということだが、請求書でも対応している県はあるのか。会派に事前に支給されているわけだから、請求書をもって現金をもらうことができるのかどうか。

**事務局：**後払いであるため、請求書ではなく、領収書をもってであると思われる。問い合わせをしてもそのような返事である。兵庫県議会は、現状の月額45万円会派分となる前は、議員分と会派分に区分されており、金額はもう少し大きな額であった。それを事件があつてから月額45万円、会派分だけにしている。会派で一定の確認作業をし、かつ事務局でも1人が数人の議員に限って徹底してチェックを行うスタイルに変更している。そのような対策をとられた。

**委員**：そのように変更したが、その前はチェックしていなかったというわけでもないと思われる。どの自治体も、事務局が出金伝票のようなものをもって、議員に確認作業や助言をしていたと思われるが。

**事務局**：事務局で、チェック作業等はしていたと思う。

**委員**：四日市市議会の件だが、月7万円であれば年間84万円となる。例えば、1ヶ月7万円であるが、当月は3万円しか使用しなかった場合は、4万円余っているため、翌月は11万円使用することは可能であるか。累積しておき、5月に30万円程使いたいときは、年間で84万円と捉え、後払いでもらえるのか。要は繰り越しが可能なのか。

**事務局**：四日市市議会に確認したところ、年度内の翌月等への繰り越しは可能である。

**委員**：事務局から説明があった他県等の事例を整理すると、政務活動費はいずれも事務局から会派に一旦前払いを行っている。四日市市議会以外は、会派が議員に後払いを行う間接的な後払いをしている。四日市市議会については、毎月各会派が支出証拠書類を整えて事務局に提出して後払いを受けており、翌月等への繰り越しは可能である。他県で後払いを導入した議会は、会派が受給窓口となっており、特に経理責任者、会派代表者の確認作業、或いは会派から議員への支払い作業が発生する。それらの作業が負担になるとともに、事務局の負担が増加し、費用の増加につながるとの意見があった。また、大きい会派は補助員を雇用するなどという意見もあった。その辺りも含め、今後の議論の参考にさせていただきたい。事務局から説明があった他県等の情報を各会派へ持ち帰って、後払い制を導入することについての課題、或いはそのこと自体も含め、検討いただきたい。検討内容を持ち寄って、次回の会議で議論を進めたいと思うがいかがか。

**委員**：議長が、四日市市議会のような直接後払いを求めているのか。或いは、会派へ前払いし、議員へ後払いする間接払いを求めているのか。どちらで実施するのか確認しないと検討できない。

**委員**：たぶん議長は、四日市市議会のような直接後払いをイメージされていると思われるため、その辺りの確認をお願いしたい。

**委員**：その件に関しては、座長、副座長に任せさせていただきたい。他県のような間接後払い制を想定しているのか、或いは四日市市議会が導入している直接後払い制を想定しているのか、それも含めてということなのか議長に確認し、次回までに報告申し上げるということで了解いただけるか。

（「異議なし」の声あり）

**委員**：流れとしては、会派に持ち帰って検討いただき、次回の議論を進めていくということで了解をいただいた。その際、この場で出た話を会派で説明することが難しいということであれば、事務局が各会派へ出向いて、説明しますので、それに対しての意見を集約していただきたい。集約というよりもいろいろな意見が出て当たり前だと思っているので、その辺りを次回の会議で発言いただくという事をお願いします。

**委員**：次回の日程について、10月13日の予算決算常任委員会終了後に開催することかどうか。

**委員**：ほかの公務が予定されている。

**委員**：では、開催日時は後刻調整をする。協議いただく事項は以上だが、ほかに何かあるか。

**委員**：言葉の使い方だが、後払いは後に払うということで合っているかと思うが、後払いに対して前払いという言葉も出てくる。前払いが、県民からすると先にもらっているため、返還したくなくなるという言い方をよくされるが、交付を受けて預かっているという認識をしている。前払いや先払いという単語が適切かどうか、日本語として正しいのかどうか、イメージの問題もあるため、調べていただき、適切な単語があればと感じている。

**事務局**：他県等では前払い、後払いと言われていたため、とりあえずこのような使い方をさせていただいた。

**委員**：ほかに何かないか。

（「意見なし」の声あり）

**委員**：ほかになければ、以上で第1回プロジェクト会議を終了する。